

平成30年 9月10日 総務文教委員会 議事録

9時58分開会

○出席委員 (8人)

委員長 網谷 芳孝

副委員長 西村 一啓

委員 児玉 朋也, 末広 和基, 大井 渉, 山崎 年一, 寺岡 公章, 山本 孝三

副議長 細川 雅子

○欠席議員 なし

○網谷委員長 皆さん、おはようございます。若干早いようですが、皆さんそろいましたので、始めさせていただきます。

定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長さん、御挨拶をお願い申し上げます。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、初めに1点ほど連絡事項がございます。日程第1、平成30年度大竹市一般会計補正予算(第2号)において、平成30年7月豪雨災害の状況について、説明がありますので、執行部の方、よろしくお願い申し上げます。

○吉岡総務部長 一般会計の補正予算につきまして、資料をお配りさせていただいております。7月の被災状況の資料と、それからそれに附属する資料、それから、このたびの補正予算の土木施設等の被災箇所の図がございますので、これらについて、図とあわせて説明させていただきますので、担当のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○網谷委員長 危機管理監。長いようでしたら座っても結構ですよ。

○吉村総務課危機管理監 ありがとうございます。それでは、着座して御説明させていただきます。

このたび県内各地で大きな災害をもたらしました7月豪雨災害では、本市におきましても災害が起きなかったこと自体は幸いなのですが、小さな災害といえますか、各所でいろいろな状況が起きましたので、それらについて、御説明させていただきます。

それでは、お手元に紙ベースで5枚物の平成30年7月豪雨災害の状況についてという分をお配りしております。

それと、A4で資料が1から9のカラー刷りの資料がございます。こちらタブレットをお持ちの方は、タブレットのほうで開いていただいて、ペーパーであれば、そちらを見ながらという形で進めさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のまずはタブレット、またはカラー刷りのほうの資料をごらんくださ

い。

まずは、概要となりますが、紙資料にも記載していますが、カラー刷り資料の1のほうで御説明させていただきます。

平成30年7月豪雨による降雨の図のほうをごらんください。

四角の中に記載してある内容の概略ですが、今回、豪雨災害は7月3日に台風7号が接近しまして、この影響により降雨があつて以来、土中雨量は増加しておりました。その後、停滞した梅雨前線の活発化により5日に雨が降り始め、6日から7日にかけて広島県を初めとする中四国地方の広範囲で記録的な大雨となり、西日本では、7月の平年の月降水量の4倍となる大雨を記録したところでございます。

また、下の棒グラフにありますように、これは観測史上1位を更新した内容を見せているんですが、この観測史上1位を更新した地点の数を過去の災害と比較したもの、これ一番右に示されたとおり、今回、いかに広範囲で観測地点での記録が更新されたかがあらわされています。

本市でも累計雨量というのは観測史上1位の降雨を計測しまして、7日までの各所で浸水被害等が発生したものとなりました。

それでは、このたびのこの平成30年7月豪雨災害における補正予算の補足説明としまして、これらの補正予算に関連する事案を中心に御説明させていただきます。

お手元の紙資料のほうの1ページ目をごらんいただきますと、市内に降った雨量を表であらわしたのがあります。時間雨量、総雨量となっています。

7月5日の0時から7月8日の24時までですが、観測点は市役所と消防署と栗谷、これは栗谷は三倉の観測所付近になります。

累加雨量は市役所で400ミリ、消防署で419ミリ、栗谷で459ミリといずれも観測史上1位を記録しております。

5日、6日、7日、8日とそれぞれの日雨量を計測しているんですが、6日、7日がごらんのとおり、多くの雨量を計測しております。市役所で言いますと、6日が166ミリ、7日が114ミリとなりました。

一番右に時間最大雨量を記録しておりますが、市役所では時間36ミリ、これは2時20分から3時10分、消防署は時間45ミリ、これは2時20分から3時10分です。栗谷で時間35ミリ、1時40分から2時30分の間に計測がされた値です。

その下は、参考値なんですが、甚大な被害が発生しました地域の雨量の地点として、呉市と安芸区を載せています。累加雨量でいきますと、呉市が459ミリ、安芸区が472ミリとなっており、本市とさほど大きな差はないんですが、一番右にある時間最大雨量が呉市、安芸区ともに大きく上回っております。

次に、ダム河川の情報に移ります。下側になりますが、まず弥栄ダムになります。弥栄ダムでは、最大流入量7日の時点で3時51分、毎秒859トンの流入量がありました。最大放流につきましては、6日14時47分から毎秒300トンの放流を続けたという形になっています。

カラー刷り資料の2としまして、毎秒300トンとなっています。弥栄ダムの特別防災操

作による治水効果という表をごらんください。

こちらは、ダム周辺の降雨に連動した洪水調整に示したグラフを示したものとなっています。上段が弥栄ダム周辺の雨量指数で、下段がダムの放流量等の洪水調整値となっています。

まず、上段の雨量の推移を見ますと、5日の深夜から夜半までほぼ1日まとまった雨が降ったことがわかります。このときのダム放流調整値を下のグラフのほうで見ますと、流入量を青線で、放流量を赤線、貯水位を緑の線であらわしています。

同日の20時から22時あたりまでの流入量と同程度の放流を行っていたということが、これを見てもわかります。

上の降雨のグラフをもう一度ごらんください。

5日の深夜に一旦雨は収束していますが、6日明け方ごろからまた降り始め、その後は丸24時間強い雨が降り続き、7日の午前2時から3時にかけては猛烈な雨を記録しています。

このようなときでも、下段の弥栄ダムの操作を見ますと、最大放流量を毎秒300トンに抑えまして、最大流入量が毎秒約860トンとなったときでも、ダム内に貯留する措置を行っています。これにより下流域の洪水調整をしていることが見てとれます。

それでも緑の線の貯水位を見ますと、洪水時、満水位の128メートルまではまだ余裕があった状況となっております。

続きまして、再度お手元の資料の紙資料のほうに戻っていただきまして、1ページ目の河川情報にお戻りください。表の中ほどの今度は渡ノ瀬ダムになります。渡ノ瀬ダムの状況ですが、最大流入量7日4時30分に毎秒200トンと計測しています。最大放流量は7日8時に毎秒86トン出していたという形になります。

これを見ると、渡ノ瀬ダムは利水ダムのために洪水調整自体は行っていないダムなんです。幾分かはダム内に貯留されたということがわかります。

しかし、玖島川の下流域の後原地区では、河川水位が上昇したために、これはちょっとタブレット、カラー資料の資料3を見ていただくとおわかりなるんですが、これがちょうど後原地区の玖島川の佐古田橋付近、午前5時前後の状況を写真撮影したものです。

このように相当高い水位となりましたので、またその後も放流量の増加が予測されたために、5時20分にはこの後原地区に対して、避難指示の発令をしたところです。

続きまして、ダム河川情報のほうに戻ります。

次に、小瀬川ダムになります。最大流入量7日で5時11分毎秒362トン、最大放流量で7日6時39分、毎秒266立方メートルとなっています。

このことから見ても、小瀬川ダムにおいても多いときで毎秒100立方メートル前後の貯留がされておりまして、治水ダムの機能が発揮されたものとなっています。

次に、その下に移ります。

中市堰、こちらは7月5日20時30分から7月9日10時30分まで全ゲート全倒しまして、洪水対応に当たっています。

その下の小瀬川推移状況を見ますと、小川津観測所の最大水位が7日午前4時10分に

4.86メートルを記録し、両国橋観測所の最大水位が7日午前4時30分に3.93メートルにそれぞれ到達しています。

下の表にもありますようにレベル2の氾濫注意水位には到達したものの、レベル3の避難準備情報の発令基準となります避難判断水位までには至っておらず、市としましては小瀬川からの氾濫はないものと判断したところです。

一方で、内水や降雨による被害が出ていますので、その状況について、御説明します。2ページ目をお開きください。

8月24日現在で確認しています市内の被害状況になります。

負傷者が軽傷1名、こちらは高齢者の方が避難される際に、途中で滑って転倒しまして頭部裂傷をしたものです。住宅被害は床上浸水7件、床下浸水31件、土砂崩れが49カ所、陥没等が5件ほど確認されています。

主な被害状況としましては、大竹地区の冠水は秋葉川の越流や豪雨の影響により、元町2丁目コミサロ前から大竹小・中学校方面にかけて、あとは本町の権現橋交差点付近、大竹保育所付近までの一帯が冠水した状況となりました。

こちら資料4のほうに写真を載せているんですが、ごらんいただくと、ちょうど資料4、これは元町の光明寺の横の秋葉川から茶色く濁った水が市道中市立戸線に流れ出している様子を写したのになります。

これにより、中市立戸を中心として一体が冠水した原因の一つとなっております。水が引いた後も土砂が堆積し、道路や歩道が汚れた状況になったということになっています。

また、南栄2丁目の南栄1号公園付近と立戸2丁目郵便局裏手付近、立戸4丁目それぞれ道路冠水が発生し、これらの冠水によって各所で床上、床下浸水の被害が発生しています。

続いて、資料5の写真なんですが、これは立戸4丁目の冠水状況を写したのとなっております。このようにある程度、かなり深い冠水をしたという状況が見られます。

また、その他地区でも道路冠水や敷地の消毒等、被害が発生していますが、重立ったところとしては、次の資料の6の図に載せています。

これは、冠水被害が広がった大竹地区を示している図なんですけど、これを見ても、先ほど申し上げたとおり、元町の光明寺付近から小中学校かけて、あとは権現橋付近にかけて、大きな冠水事案が発生したという形となっております。

冠水エリアが道路のほうはピンクで浸水エリアとしては、水色で載せています。

それでは、お手元の紙資料の2ページのほうに戻りまして、2番目のその他の被害になります。

(1) 市道の被害では、被災箇所は61カ所で、大迫谷尻線、嵐谷付近ですが、こちらと、木野小方港1号線、これは斎場入り口付近になります。ちょうど市営住宅4号棟の裏手になるんですが、ここで大規模な土砂崩れが発生し、現在も通行どめになっています。

その他では、山陽道玖波トンネル登り入り口横の山腹で土石流が発生しまして、民間工場内へ土砂が流入した事案が発生しています。

(2) としまして、河川護岸損壊等は35カ所、(3) 農道や(4) 林道ののり面等、崩

壊箇所は農道で35カ所、林道が7カ所となっています。

それらの抜粋資料として写真のほうを載せているんですが、資料7になります。

こちらで山間部の道路の状況の損壊部分を撮影したものを掲載させていただいております。

それでは、次に、紙資料のほうの2ページ、弥栄オートキャンプ場、川真珠貝広場の状況を御説明します。

弥栄オートキャンプ場や川真珠貝広場でも小瀬川の増水により被害が発生し、今回の補正予算等にも掲載をしております。これもタブレット、カラー刷り資料の8のほうをごらんいただきますと、弥栄オートキャンプ場の被害状況になりますが、8の1が全体図、8の2は、受付ハウスが流出、損壊した状況を写したものとなっています。

このように、キャンプサイトへの砂の堆積や浸食が発生しておりまして、7月末まで予約は全てキャンセルとなりましたが、その後、8月1日までに復旧工事を行い、営業を再開したところです。

続いて、資料9の写真では、川真珠貝広場の被害状況になっています。9の1が全体図、9の2が小瀬川の水位上昇による浸水状況を写したものになります。浸水河川に土砂が流入し、テントエリアにも浸水が広がっていることが見受けられます。

こちらにも被災後、真砂土等で整地をしまして、側溝の土砂を取り除き、復旧作業を行った結果、7月17日の火曜日から全域で営業を再開しております。

続いて、紙資料の3ページをお開きください。

こちらは、三倉岳の登山道についてになりますが、県が点検した結果、登山道の大きな被害は見当たりませんでした。中岳と夕陽岳の間の登山道で土砂の流出等が見られ、安全面を考慮して、当面の間、通行止め措置がとられていまして、再開はまだ未定という形で伺っております。

続いて、災害発生時に市内各所の避難場所を開設していましたが、そちらの避難者の状況としまして、その下にあります避難者の状況になりますが、延べ利用者数を集計したものでお示しをしております。市内全体では、延べ144世帯、276名の方が避難をされたという形になっています。

続きまして、災害後の状況についてですが、浸水被害が多かった本町地区を中心に職員が巡回し、被害状況の聞き取り調査等を行っています。これらをもとに消毒剤の散布を実施しましたが、その件数が73件となっております。こちらの数字には、家屋以外の敷地や門扉回り、または倉庫や車庫の周りを散布したということも含まれています。

次に、災害ごみの回収状況ですが、床上浸水の被災者を対象とした職員による回収が3件、その他は持ち込みとして13件という形となっています。

続いて、ボランティア活動としましては、社会福祉協議会がボランティアセンターを立ち上げて対応されています。活動の内容は、7月9日に元町1丁目の家屋周りの土砂撤去、これが1件発生をしまして、社協の職員4名、一般ボランティア4名、計8名で実施したところです。

次に、資料4ページになりますが、8月5日にはコミュニティーサロン元町から大竹小

中学校付近にかけての市道中市立戸線を中心にしまして、冠水により道路等が汚損した箇所、これらを清掃するという事で、自治会やPTAの方々、または学校関係者、消防署、消防団、市の職員が参加しまして、清掃作業を実施したところです。

次に、県内の被災地に対しまして支援活動を実施しておりますので、その内容を御紹介いたします。

(1) 消防相互応援としまして、消防士が7月7日から7月31日までの延べ21日間で85名が災害現場にて行方不明者の捜索活動に従事しています。内容は、記述のとおりとなっております。

(2) としまして、日本水道協会を通じて、竹原市から給水応援依頼がありまして、断水地域に対して、7月11日から8月4日まで上下水道局職員が交代で延べ24日間、52名の職員が応援給水活動に従事しているところです。

(3) 市内消防団においても、被災地の坂町で4日間、延べ36名による土砂撤去等の復旧作業に従事しました。

(4) は、これからのこととなりますが、人的応援として、職員の派遣を予定しています。今のところ、呉市へ9月中旬から来月の3月末まで保健師を1人役派遣する予定となっております。海田町は、本日付で土木技師1名を派遣したところとなっております。

最後になりますが、5ページ目に当時の災害対策本部の状況、警報等の発令状況を時系列であらわした表をつけていますので、ごらんをください。

まず、7月5日9時21分に、大竹市に大雨警報が発令されました。16時に第1回の災害対策本部員会議を招集しています。

明けて7月6日、15時10分、その後雨が一旦落ちついたんですが、6日の朝ぐらいから降り初めましたので、大竹市に土砂災害警戒情報が発令されたという形になりました。これが15時10分です。15時15分に、即、第2回の大竹市災害対策本部員会議を招集し、会議を開催しています。15時30分、大竹市災害対策本部の設置を決定しているところです。

この後、さらに降雨が増加してきたために、16時31分、阿多田を除く市内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令し、17時に阿多田を除く市内全域に避難勧告を発令しました。

その後、阿多田にも強い雨雲がかかりましたので、17時25分、阿多田に避難勧告を発令したところです。この間、約1時間と急速に状況が変わっていったということが、これを見てもわかります。

19時40分、広島県に大雨特別警報が発令されました。その後、7日の深夜ですが、1時20分から3時10分にかけて、市内各所で時間当たりの最大降雨量を記録しています。

先ほどの写真にもありましたように、このころに降った雨で、玖島川が増水して、5時20分に後原地区に避難指示（緊急）という形で発令をしました。

その後、雨が続けば、もっと被害が大きくなったと思うんですが、6時以降は停滞した前線が移動し、雨が急激にやんできたという状況になりました。

これをもって10時48分、後原地区の避難指示を解除し、10時50分には、広島県に出されていた大雨特別警報が解除されました。

明けまして、7月8日15時30分、土砂災害警戒情報が解除されたために、16時30分に市

内全域の避難勧告も解除しました。

まだ警報続いていたので、7月9日月曜日まで災害対策本部は継続していたんですが、4時23分に大雨警報が解除されましたので、9時をもって大竹市の災害対策本部を解散したところです。

この間、4日間の対応となりましたが、災害対策本部従事人数、職員の従事人数としましては、239名となりました。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○小田土木課副参事 土木課副参事の小田です。

続きまして、公共土木施設被災箇所図、紙ベースでA3の縦長のカラーを配付させていただいておりますので、災害関連ということで、補足説明をさせていただきます。

補正予算の議案書で言いますと、ページ49、ページ50の災害復旧費の補足説明ということになります。

この公共土木施設被災箇所図につきましては、大竹市管内図を利用しまして、色分けをして記載させていただいております。

まず、凡例としまして、左下に丸を示しておりますが、緑色の丸を農業用施設35カ所、茶色の丸で林道7カ所、赤色の丸で道路を61カ所、青色の丸で河川35カ所と、大竹市管内図の中に丸を記載させていただいております。

ただ、地図のスケールの問題から、実際に図している被災箇所は近接の箇所が一緒にちょっと丸をしておりますので、箇所数と数字が合わないということを御了承ください。

次に、真ん中のほうに農地災害復旧費、金額が7,685万7,000円、林道災害復旧費、3,550万円、これが補正予算のページ、48ページのほうになりますが、その数字を記載させていただいております。

次に、道路橋りょう災害復旧費9,170万円、河川災害復旧費7,150万円、これが49ページの補正予算の数字を記載させていただいております。

農地災害復旧費35カ所なんですけど、代表的なものとして、地図の一番下のちょっと地図としては阿多田地区を抜き出しで記載しておりますが、阿多田農道1号線災害復旧工事、阿多田農道2号災害復旧工事を主な工事と記載して、あとは少額工事ということになります。

次に、林道災害復旧費、主な工事としまして、地図の右上のほうに通行どめと書いておりますが、松ヶ原奥谷尻線災害復旧工事、その他は少額の工事ということになります。

次に、道路橋りょう災害費につきましては、大迫谷尻線災害復旧工事、これは地図のちょうど真ん中の少し上のほうに通行どめと記載しておりますが、その箇所になります。

この小方港1号線災害復旧工事、これは地図の下の右側のほうになってはいますが、御園の斎場の上り口の箇所となっております。その他は少額工事となっております。

河川災害復旧費につきましては、地図の一番上のほうの広原川災害復旧工事、これを地図の一番上のほうに青丸となっておりますが、それとあとはその他少額工事ということに

なっております。

以上で、補正予算の災害復旧費の補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○網谷委員長 ありがとうございました。

説明はあれで終わりですかね。

それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程第1、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）を議題とさせていただきます。本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足の資料といたしまして、1点、ブロック塀の関係の資料をお配りしておりますので、そちらのほう担当のほうから説明させていただきます。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 それでは、お手元にごございます資料について、説明をさせていただきます。

この件につきましては、本年6月に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊を受けまして、本市でも緊急に点検を行いました。

対策が必要なブロック塀改修に関する工事請負費を総務費に2,023万4,000円、土木費に493万3,000円、それぞれを計上いたしました。

資料の内訳でございます。

対策をするブロック塀を有する施設と、その対策をするブロック塀の延長、この表になっております。

対象施設が集会所、保育所、学校など、多岐にわたりますので、市営住宅を除いた全てを総務費に計上することといたしました。

対策につきましては、ブロック塀の撤去、控え壁の設置等、さまざまございます。緊急に調査をいたしましたので、まだ対策の方法というものが固まってございません。効率的、効果的な手法について、引き続き検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん、本件に対する質疑がございましたら、お願いします。

山本委員。

○山本委員 災害関連でお尋ねするんですが、大竹市は例の公共施設のブロック塀の撤去については、いち早く撤去されたということで、皆さんも安心をされておられるわけですが、民間の場合の対応が今いろいろ議論になりまして、ある市では、一部補助を出してでも早く撤去をしてもらって、安全を確保するというのを優先させるべきだという対応をしておられるところもあるんですがね、私の住んでおるところでももう3メートルも4メートルも高いブロック塀が使われておるところもありますし、その他、全市的に点検したわけではありませんが、そういう危険視されるようなところもあるんですが、こうした状況に対

応する市の考え方、今後の対応策について、特に内部で検討されておるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから2つ目に、今、この説明資料もいただいたんですが、小瀬川の管理というのは国交省がやるわけで、市が直接管理するわけじゃないんですが、しかし、小瀬川の護岸の問題については、いろいろ心配なところもあって、国交省のほうでも大竹市側、山口県側合わせて、護岸強度が不足しているというふうな箇所が何百メートルも現にあるというふうに報道しているんですが、これはどこですか、この地図で言えば。市のほうで箇所を把握しておられれば、図面で示してもらいたいんですが。

それで、その強度不足に対する補強の問題ですが、これはあくまで国が管理するわけですから、市が直ちにどうこうはできないんですが、しかし、まあ国交省に対して、鋭意事業を進めるということでの要望なり、しっかりしてもらいたいと思うんですが、これまで国交省に対する要望、また国交省の対応等について、聞かせてもらいたいんですが。

それから、3番目にダムの放流のことを私はまだ心配な思いをぬぐい切れておらないんですが、弥栄ダムの放流規定によると、幸い今回の場合は、流入した雨量に対して、操作の範囲内で収まったんですが、しかしそれでもこの中市堰、小川津観測所、両国橋観測所の水位の上昇を見ると、少し放流量がふえると、これはもう氾濫の危険性を示すようなことになりかねんという数字には見えるんですがね、そこで私は、それぞれのダムの性格も違うし、管理者も違うんですが、放流に関しての操作は、第一義的に下流住民の被害、犠牲をなくするというを基本にしてほしいと思うんですが、実際には、この数字から見て、今の弥栄ダムなり、それから小瀬川ダムなり、渡ノ瀬ダムなり、放流規定を市としてはよしとされているんですか。それとも、こういう心配があるから、長雨なり、集中豪雨なり経験しないような事態になるという危険性を状況に応じて察知すれば、予備放流を早目にやるとかいうようなことをやっぱり管理者のほうに申し出をするなり、規定操作についてのありようをやっぱり再検討してもらって、下流住民への被害をなくするような対応があってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺のことを一つ聞かせてもらいたいんですが。

以上3点、よろしく申し上げます。

○網谷委員長 どなたか。はい、危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 それでは、私のほうからは、ダムの御質問についてお答えをさせていただきます。

ダム放流、これ弥栄ダムについてなんですが、弥栄ダムでは、かなり御存じのとおり西日本有数の貯留量を誇るダムでございます。毎秒、今回300立方メートルを放流したという形となっております。

これはですね、弥栄ダムの流入量が毎秒200立方メートルまでの間であれば、300立方メートルを継続し、最大でも600立方メートルの放流という規定がございます。

この600立方メートルを放流すると、先ほど資料の中で提示させていただきました避難判断水位レベル3、小川津観測所や両国橋観測所でもこれを超える危険性が出てきます。

そうすると、そういう情報が事前に入ってきますので、入ってきた段階で市でも避難判

断基準の避難準備を発令し、市民に周知をします。また、ダムの方でもダム警報のサイレン、または広報車で連絡ということをするということです。

ただ、それ以上、毎秒2,600立方メートル以上の流入が起きた場合には、だんだん弥栄ダムの中にも空き容量が少なくなってまいりまして、計画ダム水位を超える可能性が出るということも考えられます。

そうなった場合には、弥栄ダムのほうでも流入した水量をそのまま放流するという規定となっております。

ただ、その操作規定を行う前にそれぐらいの雨が降ると、既にもう下流域では水位上昇し、洪水危険値を超えていると思われまますので、そういったときには、いち早く避難をしていただくということしか現在ではちょっと方法がないんですが、そういったことにならないようには願ってはいるんですが、もしそういったことが起きれば、その事前の周知方法として、市では消防、警察、または市の広報車等で、対象地域の住民に即刻避難を呼びかけるということにしております。

以上です。

○網谷委員長 監理課長。

○豊原監理課長 それでは、2点目の小瀬川の危険箇所と申しますか、管理している箇所ということなんですけれども、小瀬川の管理につきましては、御承知のように国土交通省が管理をされています。

その中で、平成27年に小瀬川水系河川整備計画というのを国土交通省が策定をされています。

その中で、具体的にいわゆる危険な箇所と申しますか、堤防の高さや断面等を確保して、稼働の流加能力を向上させる体制が必要な箇所として、2カ所挙げられております。

2カ所というのは、大竹市側は比作地区になります。それと対岸、山口県側は、その対岸の小川津地区になります。それが各200メートルずつ、合計で400メートルあるというのがこの2カ所が実際に堤防の高さや断面を確保する必要があるという箇所挙げられております。

地図で言えば、具体的には今書いておりませんが、比作地区に4つ丸があると思うんですけれども、比作川ですね、全部で4つですね。その下流部分の小瀬川流域になります。比作地区が200メートル、左岸側ですね。右岸側の山口県側にも小川津地区で200メートル堤防の築造が必要な箇所があるということで、計画に掲載されております。

当然、計画に掲載してあるだけではなかなか先に進みません。また、多くの予算がかかるということで、我々のほうでも早急に整備をしていただきたいということで、要望活動を毎年続けておるといふ状況でございます。

以上です。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 民間のブロック塀に関しまして、現在までに行っていることといたしましては、8月号の広報におきまして、ブロック塀の基準を示しまして、所有者に点検した後に修繕、また通行者に向けての注意表示、こういったことをお願いをしているところ

でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それで、くだいようなんじゃがね、ダムの放流で弥栄の場合は2,600トンまで放流するというのは、規定の中にあるでしょ。2,600トンも放流されたら、下流がどうなるかということの一つは心配せざるを得んわけよね。

300トンでも600トンでもその現状では氾濫水位に近い水位上昇しているということが今回も今説明の中で出ておるわけだね、それが600トンも700トンもなったらどうなるかと。

一旦、今の護岸の強度で安心だというふうに言えるかどうか知らんけど、以前、弥栄ダムが完成したときに湛水試験をやって、放流を試験的にやったことがあるんですけど、あのときには放流した真水が阿多田の養殖場まで流れて、養殖の稚魚に被害を与えたんじゃないかというふうなことが問題になったぐらいね、水の勢いというのは非常に我々が予想したり想像する以上の影響を与えるということですから、ダムの放流について、もう少し下流住民のことを考えるべきではないかと思うんですね。

そのことが今回も西日本災害の中で、ダム放流に関する操作のあり方、大きな問題になっておるわけですから、大竹市は何回も言いますが、性格の違う、機能の違うダムが3つあるわけだね。ですから、放流そのものが一步誤れば、大変な被害につながるということをやっぱり考えた対応をしてほしいということをお願いし申し上げるんですが、執行部のほうでは、もうこれ以上のことを言うたって、国交省は聞いてくれはせんというふうな消極的な思いでは困るもんですね。

それで、規定の中に、細目については中国・四国、管理局長の判断に委ねるとかね、権限を、そういうふうな文書では。操作規定の中では書いておるんですね。じゃあ、その中国・四国局長の判断をこういうときには、こうするああするというようなことは公表されておらんのかな。市のほうじゃ、それは御存じなのかもしれませんが、一般には公表してないんですね。局長判断でああするこうするという最終的なことがね。重大な局面でおやりになるということで、本当にどうなのかという思いが私はしてなんののですよ。だから公にして、それでは下流住民が犠牲を受ける危険性が伴うと。だから、こういうふうな人命第一の操作規定に所長の判断なり権限で予備放流をやるなり、一つ幅のある運用をしてもらおうということをしては要請する必要があると思うんですがね。

それは一旦、予想せんような雨量が続いてよ、流入量を超えて放流するようなことになったら、新町3丁目なんか5メートル水深があると。日通の西栄一目のあのほうでも2メートル、小瀬川の河床よりか低いんだと。これが国交省のハザードマップでしょう。

だから、さあサイレン鳴らした、広報車出した、避難指示を出したというても、そんなに元気のいい人ばかりじゃないわけで、避難場所へ行く間に水が来て、50センチたまれば、年寄りはやよう歩かんというようなことだって真剣に考えてもらいたいと思うんよね。対策はやり過ぎるということはないんですから。

そりゃ大竹市はまだそういう深刻な被害の経験がないから、そういうことがありやあすまあと。国の判断なり、県の判断に委ねて、指示があれば、その指示に従えばいいんじゃないかというふうなことが結局は、災害を大きくするということにもなりかねないのでね。

そこのところを重々考えてもらいたいんですが、私は最近のように大雨だとか強風だとか地震だとかいう災害が相次いで、あちこちで発生をしておりますけれども、やっぱり一番市民の生命、財産を守る自治体の役割というのは、さらなる責任といいますか、日ごろの対応の重さというのが求められてきておると思うんですよ。

大竹市は、幸いに今までルース台風とかキジア台風とかで大きな被害を受けた経験がありますが、それ以後ね、そんなに大きな被害を受けた経験がない、今の職員の皆さんも市内の消防の職員さんも議員も、今度の西日本の災害状況なんかみたいに、ひどい経験を受けてないから、そんなに切羽詰まった思いなり、対策についての必要性なりをそれほど感じておられんのかもわからんが、しかしそれじゃあ困るんよね。

だから、今回の西日本豪雨の災害を教訓にして、特にダムについてはもっと踏み込んだ対応をお願いしたいということを繰り返し申し上げるわけですが、市長どうですか、今のこの状況で安心だというふうに言えるんでしょうかね。市長の一つ思いなり、聞かせてもらいたいんですが。

○網谷委員長 市長。

○入山市長 太田川河川事務所では、弥栄ダムにつきましては、ダムの所長まで置いてくださって管理をしてくださり、小川津にあります監視カメラを見ながら、洪水状況を見ながら、放出量をいつもコントロールして、シビアに管理をしてくださっております。

この表を見ていただきますとわかりますように、流入量が850トン1秒間で入った時点でも最大の放出量を300トンで抑えているということ、過去の資料でいきますと、ルース台風時が約1,100トンぐらいは流れただろうと。それが今300トンに抑えられている。300トンでも小川津のところがいっぱいいっぱいになる。今、これがダムが危険な状況になれば、600トンまでは流せて、それは一部ぶつかる場所があるけど、大体大丈夫だというようなことを想定をして管理をされておりますので、ただ、私が就任した当時は、弥栄ダムもあるんで、大竹市はもう洪水の心配はありませんよということが太田川河川事務所のお話でございましたが、もう想定外ということはないようにしようということ、1,000年に一度の雨に対しても対策をしようというようなことをされていきますので、そういう雨が降りますと、当然、弥栄ダムも入った水をそのまま出す状況はあり得ると。絶対ないということはありませんということで、ソフト対策、いわゆる避難することについて、しっかり市民の皆さん方に安全を図れるようにということの指示がございましたので、約600トンぐらい小川津の水位計を見ながら、事前事前に避難をしていただくということ、そのことを早くにやりたいというふうに思っておりますので、そんなに2,600トンが入ってきた、2,600トン流すときに、さあ逃げてくださいという状況にはないということをぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

2,600トンも流れますと、大竹中つかるということ、それは当然想像されることでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 市長の今の御答弁では、山本が言うような心配はないというふうに聞こえるんですよ。

私はそうであれば、なぜに今回のような西日本災害でダム放流によって犠牲者が出たのか、この検証も国、県を挙げて今後されるでしょうが、従来型の対応では間に合わなかったんだと。対応に問題があったのではないかとということが指摘をされておるということを踏まえて、私も質問をしているので、さらなる踏み込んだ検討をしてほしいということを重ねて申し上げておきますが、最後にお尋ねするんですが、このダムの放流については、管理者に放流の事態を関係住民に周知させるというのが義務づけられておるようですが、これはどういうふうな方法で今回、7月の6～8日、ダムの放流もありましたが、どういふ方法で周知がされて、住民側にその状況が徹底したかどうかという確認は誰がするんですか。管理者がするんですか。

渡ノ瀬ダムの場合は、どういふ方法で下流住民に周知をされるんですか。小瀬川ダムの場合は、どういふ方法で周知される、弥栄ダムはどういふ方法で周知されるんですか。

ダムの放流がされ出したということは、大竹市の災害対策本部にも連絡はあるんですが、その放流開始に当たって、大竹市としてはどういふ対応をされたんですか。ここのところを聞かせてください。

○網谷委員長 危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 まず、ダムの放流に関しての住民への周知方法ということになりますが、3つのダムについてなんですけど、これは3つとも同様に、ダム自体の放流に対する連絡というのは、それぞれダムが設置しております警報装置、スピーカーを通じて、サイレンを鳴らすとともに、下流に向けて広報車で、例えば、河川の中に入っている人は即刻退去してくださいというような形で下流に向けて広報車を出しているということがダム管理者における周知方法になります。

それとあわせて、ここで言うと大竹市、和木町、岩国市という形になるんですが、行政機関に対して、ダムの放流情報を放流する前から情報を流していただいているという形になります。

大竹市においては、この住民に対しての周知、これは大竹市の役割となりますので、その情報を受けまして、大竹市では住民に対して、避難準備情報が必要であれば、避難準備情報を出し、避難勧告が必要であれば、その都度の基準に基づいて勧告を出すという形になっております。

今回、渡ノ瀬ダムで避難指示を出したのも、これは渡ノ瀬ダムの放流情報をもとに、水位が上昇しているということで、避難指示を出しました。

その方法としましては、以前から御説明をしており、防災無線、防災メール、あとは自治会長等に連絡をするということでもしておりますが、今回渡ノ瀬ダムについては、避難指示ということになりましたので、栗谷支部の職員が直接対象地区のお宅を訪問して、即刻避難をしてくださいというふうに周知をしております。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。先ほどから丁寧に説明をいただきまして、大分わかっ

てきたかなという気がしております。

それで、一つお伺いしたいんですが、ブロック塀の改修工事の内訳表というのをいただきました。この中でいわゆる建築基準法施行令に適用してなくて撤去する場合と、そうでなくて、劣化や危険性があるということで撤去する場合と二通りあるんだと思うんですが、建築基準法施行令に適用していないブロック塀というのは、この中でどれとどれが適用していないのかというのはわかりませんか。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 表中でまいりますと、手すき和紙の里に一部低いブロック塀がございます。あとはみんな基準に合致していないというものになります。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 それで、建築基準法施行令に適用していないというのが、私理解できんですけども、いわゆる公共施設、後からブロック塀をつけた場合は別としましても、最初に建てる時には、設計業務委託料を払ったり、工事管理の管理をする管理委託料とかいうのを払ったりするわけですね。そして、恐らく附属設備として建築されるんだろうと思うんですが、それがその建築基準法に適用されていないということについて、私は不安があるんですけど、そこはどうでしょうか。どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 都市計画課の讚井と申します。

まず、建築基準法の施行令でございますけれども、基準法の中に書かれておりますのは、高さであるとか、基礎であるとか鉄筋の配筋であるとか、厚みであるとかというのがいろいろと書かれております。

全てが全て法違反なのかというところもあるんですけども、法律には、基本的には今の基準になる高さであるとか、最低限のものは書いてあるんですけども、例えば、石積みの上にあるブロック塀であるとか、擁壁の上にあるブロック塀であるとか、その高さのとり方というのものも今回いろいろ県のほうにも御相談させていただいているんですけども、昔は例えば、宅地を造成して、石積みがあるんですけど、その上に塀がある場合には、その擁壁の上から高さをとって行って、2メートルであるとか2.2メートルであるとかっていうものを見ていたんだと思うんですけども、現在いわゆる基準の回答表みたいなものが協会のほうから出されたりいろいろしております、その中に、例えば、石積みの上にあるものについては、今基準法には合致しないというような回答もいただいたりしております、当時はそれでもよかったんだと思われるんですけども、現状の基準でいくと、法には書かれてない部分ではあるんですけども、適合していないというようなところの回答をいただいておりますのが何カ所がございます。

あと、実際には基礎が例えば入ってる入ってないという部分で、はっきり今どのぐらいの根入れの基礎があるかというのは、わからないものも実際にあるんですけども、もう一点で言えば、例えば道路側溝とか、側溝があった場合に、判断の中でなんですけれども、道路側溝があったら、側溝の底からの高さをはかりなさいとかいうところもあったりしまして、法に書かれている以外のことで、基準に合致しないというものが何カ所か見受けら

れたというのが現状でございます。

全部私も見ておりませんが、そういう部分で合致してないというのが何かあるというのが現状です。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 御説明いただいた趣旨はわからんことはないんですが、私が申し上げているのは、学校建設なら学校建設するときに、一括して設計業務委託料を計上するわけですよ。現場の工事監理業務ですか、この委託料も支払うわけですよ。そうしてできた学校建設の中にブロック塀も私は当然最初から入っておると思うんです。

そうすると、建築基準法に適合しておいて当たり前だと私は思うんですが、もしこれが適合してないようなブロック塀は、設計業務委託料を払ったのに適合していないということになると、私はおかしいなと思うわけです。

私の質問の趣旨はわかりますか、わかりませんか。

要するに、公が設計業務委託料まで計上してつくったものは、建築基準法に適合してないということのほうが私はおかしいんじゃないでしょうかという意味です。そこについて、これ今後いろんな施設をつくるときに、そういった附属の設備の中で、建築基準法施行令に適合してないものがつくられるということになると、私は大変な問題だと思って伺うんです。

今後の方向性も考えながら、一つどういうふうに考えたらいいのかということをお願いしたい。

それから、もう一つですが、先ほど御説明いただきました平成30年7月豪雨による災害の部分です。

資料の9の2がございまして、これは、川真珠貝広場というのは、あそこの、何年か前に人身事故がありましたよね。あそこの公園だと思ってるんですが、それで間違いないかということと、あそこを管理されとるといっていいんでしょうか、委託契約なさっておるんだろうと思ってるんですが、大竹市と岩国市か美和町かどちらか一緒に管理しとるんだと思ってるんですが、そこで、この9の2のページを見ますと、写真の一番下の左側の項目には、まだテントが張ってあるんですよ。これを見て、私はふと思ったのに、何年か前の人身事故が忘れられとるんじゃないかなあという気がします。

そういった意味において、どういうふうに管理をしていらっしゃるのか、これだけこの日付を見ると7月6日15時40分でありますから、非常に管理について、再度注意をせにやならんのではないかなあという気がするんですが、その点についてももう一度。

また、何年か経年してね、ついついなおざりになって、また人身事故が起こるといようなことになってみてもまずいと思ひまして、お伺いをするんですが、ぜひその2点をお願いします。

それから、もう一つ、済みません。

ブロック塀を撤去します。そうすると、後をどうするんだということで、恐らくフェンスを計画していらっしゃるんだと思ってるんですが、林業振興の観点から、木材を使って、フ

ェンスのかわりに美観を考えながら、木材を使ったフェンスを考える。あるいは、柵を考えるということについては、今後の課題として検討していただけんかということについても、お伺いをしておきますので、よろしくをお願いします。

○網谷委員長 建築住宅係長。

○讚井都市計画課長補佐兼建築住宅係長 先ほど、説明に少し補足もさせていただきます。ブロック塀の基準におきましては、昭和の56年に大きく改正がされております。ブロック塀が多く使われていた時代というのは、特に昭和の時代の古いころだと思われませけれども、今回の予算の中には、説明不足でございましたけれども、塀が壊れかけであるとか、ひびが入っているであるとかいうものも当然含まれているものと思われませ。

工事の監理という部分におきましては、委員のおっしゃるとおりでございまして、基準法に合致しないものは施工してはいけませんので、監理上我々も今後ですけれども、法はちゃんと遵守して、施工したいと思ひますし、またそういうものがされていないということであれば、当然いけないことですので、そういうものはきちんとしていかないといけないと思ひております。

ただ、今回今言った塀につきましては、先ほど言ったように、法に書かれている以外の部分でのチェックで外れている部分とかもありますので、基準が変わっていることもございませけれども、大きなものとしては古いであるとか、そういう基準の変更であるとか、考え方、見方にあつて、県のそういう建築の部門と相談したところ、基準には合わないみたいな話も挙がつての予算となっておりますので、以上でございませ。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○山本都市計画課長 失礼いたします。資料9の2の写真の左下の川真珠貝広場の状況でございませ。

今テントが右上のほうに載っていますが、このときは、これは既にキャンプに訪れた方は退去している状況なんです、株式会社やさかのほうに大竹市のほうが委託管理しておるところなんです、米軍の方があそこでキャンプされておひまして、なかなか言葉が通じないというところもございまして、人間自体はもう避難しておるところなんです、テントがまだ残っている状況でございませ。

事故はなかったのですが、今後、日本語だけでないようなことも検討しなければいけないんです、デンジャーということ、そこらはまた今後の検討課題というふうにおひておひます。

以上です。

○網谷委員長 もう一つあつたようですが。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 先ほども補足説明のときにまだ実はどういったふうにおひていくかというのを確実に決めているわけではございませないので、さまざまなことを検討材料としたいと考ひておひます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

大井委員。

○大井委員 決算委員会で一部聞いてもいいとは思いますが、前年度のことでございますので、重複するかと思しますので、きょう済みません、聞かせてください。

まずこの災害復旧費ですよね。これ国庫補助の50%でやられるのかどうなのかということと、激甚災害でやられるところもあったと思うんですけど、県指定でございますので、その辺の財源措置の問題をまずお聞きをしたいということと、それから、山本議員の質問と重複するかもわかりませんが、申しわけないんですが、観測地点での避難指示ですね。勧告、要するに指示とか目安ですね。例えば、後原地区とかいうのは、先ほどの災害状況については氾濫水位というのが小川津とか両国橋とかいうのはあるんですが、玖島川水系は多分ないと思うんですよ。これ、どういう形で判断されてるのかね。避難とか避難勧告ですね。

当然、その渡ノ瀬ダムというのが放流するということもあるんでしょうけど、じゃあ、毎秒何トン放流すると避難勧告になるのか、指示になるのか、その辺を誰がどういうふうな形で判断されるのかということですね。

小瀬川はここに書いてあるようにあると思うんですが、玖島川水系はどうなっているのかということと、市道の復旧時期ですね、今回補正を。特に、谷和地区というのは、栗谷に出てこられるのと、今、大人原のほうに出てこられるのと、2本しか道がないんですけどね、栗谷のほうは今通行どめになっているわけですよ。これ、今から敬老会があったり、それから総合病院の診療とかも来てもらったり、いろんな形で栗谷方面に行きなきゃいけないんですけど、これ通行どめなんですけど、車もしょっちゅうと言ったら悪いんですが、台風とか大雨のときには結構通行どめになるんですよ。できるだけ早く通行どめを解除してあげるためには、工期ですよ、開通時期、この辺をいつごろまでに見ておられるのかということ。

それから、県道部分ですけど、これは大竹市に直接関係があるかといっても、広原地域の県道が今通行どめになっておると思うんですが、この辺は県と連絡されて、どういう形で、いつごろまでに復旧工事が完成するのかということ。

それから、防災組織ですよ。自主防災組織、自治会でしておりますけど、ここのことですね、これはまあ決算委員会でお聞きしてもいいことなんですけど、今回でもそういう自主防災組織と対策本部、あるいはその今の勧告とか指示とか、そういうのが、先ほど危機管理監のほうでは、自治会長とか、1軒ずつ回ったとかって、あるいは防災無線とかって言われたんですけど、その辺の正式な自治会の自主防災組織ですよ。幾つか組織されていますよね。この辺とどういう連携をされておるのか。これは形だけのものなのかね。自治会長にしたら、自主防災組織のほうに連絡するようになっているのか、その辺の連携といますか連絡体制、その辺。

すいません。幾つかあったんですが、まあ基本的には防災無線というのは聞こえないというのがもう皆さんもわかっておられますし、風が吹いたり、雨が激しかったりすると、それは確かに苦情はありますけど、原則聞こえないと。あれを新しくするとか、かえるとかというのも何か難しいことだと思いますんで、何かほかの方法なりがあるのかどうかということも含めまして、よろしく願います。

○網谷委員長 土木課長。

○古賀土木課長 それでは、市道及び県道の関係から先にお答えをさせていただきます。

まず、市道の関係でございます。大迫谷尻線、現在、大迫側から谷和に向けての道路も若干被災をしておる関係で、こちらに関しましては、既に発注済みで、復旧のほうを取りかかっているところでございます。

ただ、委員御指摘の谷和口に向けてのほうなんですけれども、こちら、来月最初に受けさせていただく国の災害査定をもって事業の詳細を確定させていただきまして、それから事業着手させていただくことを今もくろんでおります。

細かな開通時期というのを明示できないことについては、ちょっと申しわけなく思っておりますが、年度内の開通、できる限り早くというものを目指させていただければということ考えているところでございます。

また、先ほど御指摘の県道栗谷河津原線、これ広原地区の通行どめに関してですが、これ広島県さんのほうが、早期に着手というのをさせていただいて、もう既に現場のほうは復旧工事に着手していただいております。

現在のところ、表向きの情報とさせていただきますは、終了時期を9月末と見込んでおるといってございますが、何分、工事のことでございますので、若干の前後というのはあるものということ考えておるところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 まずは、玖島川の流域地域での避難情報等の伝達、または判断ということになります。

御指摘のように、弥栄ダムと違って渡ノ瀬ダムについては、放流基準はございますが、何トンでどの辺が越えとか、そういったシミュレーションはあるんですが、実際の測量というような観測地点はございません。

市の判断としましては、渡ノ瀬ダム、中国電力から連絡が入ります。放流情報が放流を開始する1時間以上前にまず放流を開始するという連絡が入ります。その後、雨量が増加して、放流を開始したということで、毎時間ごとに放流情報というのが入ってきます。

そういった情報に基づいて、玖島川の水位を判断するわけなんですけど、今回の平成30年7月豪雨におきましては、その他で県のシステムや気象台の情報等で雨量、または土中雨量、あとは土砂災害、これらの危険度情報というのがございます。こういったのを加味しまして、総合的に判断した上で、例えば、栗谷地区について今回は避難準備の情報、または避難勧告の情報を出したのは、大竹市全域で出したんですが、これが6日の16時半から17時にかけて、この時点で発令をしております。その後、栗谷地区において、先ほど言ったような渡ノ瀬ダムの放流情報に基づいて、玖島川の水位が上昇するというので、7日の5時20分に避難指示を出したという形になります。

これらの情報について、判断状況ということになるんですが、平成17年の台風のときに、後原地区大きな被害を受けました。これは玖島川が越水、氾濫したことによる被害という形になるんですが、このときが放流が渡ノ瀬ダムから100トン以上、毎秒100トン以上放流

されたという情報があります。そうならないように、その前にもう判断基準を設けておりまして、今後、またこの豪雨を受けて、さらなる例えば80トンであるとか、まだ安全なぐらいでも出そうというようなことを今から検討しようとは考えております。

もう一点、そういった避難情報についての伝達ということでございます。自主防災組織ということになるんですが、現在、市内の自主防災組織が約62%程度の組織率ということになっておりまして、自主防災組織自体が組織されていない地区もあります。

ということで、自主防災組織に直接連絡するというのではなくて、この自主防災組織自体が自治体からの派生組織でもあるということですので、まずは全自治会の会長さんに御連絡をして対応していただくということを優先的に考えております。

以上です。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 財政係長の建石です。

このたびの災害復旧工事の財源ですが、補助の基準に合致するものについては、国庫補助金と地方債、合致しない単独事業については地方債ということで、財源として考えております。

補助の率ですが、農業用施設、林道は2分の1、公共土木は3分の2ということになるうかと思えます。

起債のほうは、それぞれ交付税のバックがありまして、補助裏ということになると95%、単独については、半分程度ということになるうかと、現段階では考えています。

以上です。

○網谷委員長 大井委員。

○大井委員 ありがとうございます。

最後の今の単独の分ですよね、これはおよそどのぐらいの金額になるのかということが1点と、後原地区のことについて、もう少し聞きたいんですけどね、テレビを見ていたら、テロップで避難指示で何世帯、何人が避難しておるということがずっと出ておったんですが、私ちらっと聞いた話では、あそこの集会所に避難されたのか、それとも学校とか農林振興センターのほうに避難されたのか、よくわからないんですが、結構テロップでは、何世帯何人というのが出とったけど、実際は避難している人がいなかったよという話を聞きまして、その辺の確認とかというのは、テレビで大々的にNHKにしても民放にしても、全部テロップが出るわけですよ。大竹市は後原地区何世帯何人が避難しておるとか避難指示が出たとか。その辺の確認というのはあくまでも自治会からもらったものですか。それとも、対策本部の栗谷支部等から上がった情報なのか。

その避難指示を出されたときに、私も後原の集会所は何回か行ったことがあるんですが、あそこも余り高い場所じゃないんですよ、避難所そのものが。土砂災害でなしに今回は氾濫の関係での避難指示だったんじゃないかと思うんですけどね、ああいう場合は、地元の集会所というよりも、今の栗谷だったら農林振興センターとか、栗谷小学校とか中学校とか、そちらへの避難人数でああいうマスコミ等に発表されるんですか。それとも、その辺はどうなっておるんですか。その2点、済みません。

○網谷委員長 危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 まず、避難準備や避難勧告、避難指示を出したときに、マスコミ、テレビ等でテロップが流れる数字なんですけど、これは例えば、後原地区の対象世帯数が流れます。ですから、避難した方ということではございません。

今回、後原地区については、避難指示、玖島川の越水が認められる可能性があるということで避難指示を出し、通常であれば、一人一人が気象情報を確認していただいて、危ないと感じたときには、早目の避難というのが原則にはなるんですが、避難指示を出した時点でも、まだお宅にいる方がいらっしゃったので、今回職員が戸別に訪問して避難を促したということがございました。

これは、先ほどおっしゃったように、どこに避難したらいいのかということでございます。災害状況によって、避難する場所も変わってきます。河川氾濫であれば、高いところ、あとは土砂崩れであれば、広いところというようなことで、ここが避難場所よというふうに決めつけるということではないんですが、後原地区で言えば、これは昔の方からの知恵といえますか、地区で決めごとがあるらしくて、民間の小高い家の3軒を避難場所として指定をされているということらしいです。

河川氾濫が認められるようなときには、例えば、Aさんはどこのお宅、Bさんはどこのお宅というふうにあらかじめ決めていらっしゃって、もう自治会長さんが避難を促して、そこのお宅に避難をしているというふうにお伺いしておりますので、こういったことも非常に有効な避難手段だと思っております。

以上です。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 このたびの補正予算上ということになりますけれども、このたび補正予算として挙げております災害対策工事、委託料も含めてですけれども、そのうち単独部分が2億弱になろうかと考えております。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 ブロック塀改修工事について、伺いたいんですが、今回いただいた資料で全部で21カ所というふうになります。

説明いただいたときにもう少しというか、まだ倍以上、市内ではこういった箇所があるのかなというふうに思っていますが、残りは大体何カ所で、いつごろその改修については、見込んでいるのかを聞かせておいていただきたいと思います。

あと、個別のことで言えば、大竹小学校は恐らく青木線沿いというか、大通り沿いのプール側のところだというふうに自分としては理解しているんですが、あそこを改修となると、頑丈なものをつくっていただきたいんですが、デリケートな問題になると思うんですよ、水着で活動するところですから。そういった配慮をどのようにお考えなのかだけちょっと聞かせていただければと思います。

○網谷委員長 はい、どうぞ。

○真鍋総務学事課長 総務学事課長の真鍋でございます。

大竹小学校のプールの外壁について、お答えをいたします。

大竹小学校の場合、高さ1メートルのプールの基礎の上部に5段のブロック塀、これが高さ1メートル、39メートルの長さで設置をされております。

これにつきましては、まず控え壁の設置状況が建築基準法施行令の基準を満たしていないと。間隔が広過ぎるといふのがあります。それから、ひび割れの劣化があるということで、プールということですので、先ほどの御質問のお答えとして、やはりデリケートなところがあるということで、プールの基礎を含めて解体、全て撤去しよう。新設する土どめ壁の上部に目隠しフェンスということを今のところ設置する予定でございます。

以上です。

○網谷委員長 財政係長。

○建石企画財政課課長補佐兼財政係長 お配りしました資料以外のブロック塀、基準に合致していないものといったら若干ありますが、それほどはございません。

それらの対応についてですが、既存の予算で対応できるもの、またあるいは今年度、または来年度予定をしている他の工事と絡めてやるもの、余り人が出入りしないところというのは危険がそれほどないという形で判断しておりましたので、今回の補正予算には、そういったものは上げておりません。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしということでございます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第50号、宮島競艇施行組合規約の変更についてを議題いたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明はございましたが、執行部において補足説明があれば、お願いいたします。

総務部長。

○吉岡総務部長 補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○網谷委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。委員の方の質疑、お願いします。

山崎委員。

○山崎委員 お伺いをいたします。

企業団に変更するということでありますが、企業団に変更することのメリットというのは、どんなことがあるのかということの一つ伺います。

それから、企業団に変更ということになりますと、現在、出向と言いましょいか、派遣されている職員さんがいらっしゃると思うんですが、こういう派遣者の待遇、処遇について、どういうふうになるのかということ。

それから、企業団になれば、おのずと企業長に権限が集中して、議会機能が損なわれるのではないかという心配をするわけでありますが、そういったことについて、何らかの検討が必要ではないかと思うんですが、そこについて、3点お願いいたします。

○網谷委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 まず、企業団に変わることにについてのメリットです。

実はもう既に公営企業法を一部適用しておりましたので、特にメリットということはないのですが、ボートレースの業界が公営企業法の全部適用ということ掲げて経営をしていくということにしておりますので、それに沿った運営をすることで、支援等を受ける場合にもそれが条件になっていたりするということでございます。

特に、メリットということではないんですけど、やったほうがデメリットがないという判断をしております。

次に、職員の処遇はどうかということです。処遇については、変わらないと考えております。

また、企業長につきましても、今までと変わらず、企業長を今まで管理者であった廿日市市長、副企業長を今まで副管理者であった大竹市長ということにしておりますので、経営については、何も変わらないというふうに聞いております。

以上です。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、経営については、何も変わらないと言われるんですが、企業団ということになると、率直に受けると、やっぱり企業団としてのいろいろ利益の追求ということも考えられるのかなというふうに今までの施行組合とは若干違うのかなという印象を受けるわけです。

そういったことで、今後、企業長、あるいは副企業長に権限が集中して、議会機能が損なわれるのではないかという心配をするわけです。

例えば、財産の取得とかは議会の議決が必要なくなるんじゃないかという懸念もありますし、そういったことについて、何らかの歯どめが必要なんじゃないかと、議会としてですね。ということで、今お話を申し上げました。

それで、その部分について、少し御説明いただきたいというのと、もう一つは、出向者は企業団に採用されるわけですよ。そうすると、例えば、企業団ですから、今の市の職員さんではなくなる。いやいやかというて施行組合さんでもなくなるということでありますから、将来的にこれに退職金やいろんな給与とかの問題で、住民からのいろいろなクレームとか、そういうことはないという部分について、ちょっと詳しく説明をいただきました。

いんです。

以上、2点お願いします。

○網谷委員長 総務課長。

○中村総務課長 職員の身分につきましては、市の身分と相手方の身分、両方合わせ持つと、今までと形態としては変わらないというふうに理解しております。

以上でございます。

○網谷委員長 総務部長。

○吉岡総務部長 議会との関係のお話だったかと思えます。

公営企業法を全部適用した場合に、おっしゃられるように、財産の取得であるとかという部分について、議会の議決を経ずともできる部分が権限が広がるというようなところはございます。

それは今の水道事業であるとか工業用水道事業、それから公共下水道事業、これらと同じ関係になります。全くですから、議会が関係ないとかそういうことではないというふうに思っております。あくまでも法の範囲内での話ということでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

今までと全く変わらないんだということでもありますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それで、素朴な気持ちとして、企業団ということになると、どうしても利潤や利益を追求したくなるという性格があるんじゃないかと私は思っていますもので、ついこういう質問をいたしました。

先日でしたか、新聞報道では、業績がよくなって、3,000万円ほど、配分金をふやすんだというような報道もありました。

そういった意味では、非常に健全な経営に向かって進んでいると思うんでありますが、新しく企業団になるということを前提として、心配するのは、地域環境の増進とか福祉、あるいは、青少年育成等の本来競艇事業を通じて、地域に貢献するという部分についての役割、きちっとこれからも補償していくんだという姿勢が必要だと思うんですが、その点についてのお考えを少し聞かせてもらえんでしょうか。よろしく申し上げます。

○網谷委員長 総務部長。

○吉岡総務部長 企業団になって、収益を目的にするような企業に変わるんじゃないかというお話なんですけど、そもそもモーターボートレース事業自体が収益を目的にしている企業ですから、収益が上がらないと、各地方団体に配分金は当然ないわけですから、あくまでも収益を目的としているというのは間違いのない話で、それは今までと変わることはないと思えます。

それから、収益を目的としたことによって、今までと大きく今の地域への貢献であるとか、そういったところが変わるのかというお話なんですけれども、企業団になるということは、一部事務組合の名称として、これは法律上の話ですけれども、企業団という名称を

使いましょうということをございまして、これが単独の市で大竹市だけが競艇事業をやっているならば、この競艇事業の特別会計を設けるといだけの話になろうかと思ひます。

要は、公共団体、廿日市市と共同でやっていますので、お互いの中で一部事務組合ということ、それに対して、全部の公営企業法の適用をしますということです。

中で、水道事業であるとか、今の工業用水道事業と同じ関係にあるということをございまして、特別名称が変わるから、地域貢献しないとか、そういったことではないというふうに理解をしております。

以上でございまして。

○網谷委員長 ほかに質疑はございせんか。

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。本件に関する討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、平成30年請願第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

本件は今回が初めての審査になりますので、事務局職員に請願の要旨を朗読させます。

○上河内議会事務局議事係主任主事 それでは請願陳情集の4ページをごらんください。

請願文書表

1. 受付番号 第92号

1. 受付年月日 平成30年8月7日

1. 請願者 大竹市小方一丁目11番1号

大竹市職員労働組合執行委員長 榎原研介

1. 件名 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

1. 紹介議員 小田上尚典、北地範久、西村一啓、末広和基

1. 請願の要旨 地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、

これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。

「インセンティブ改革」と合わせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、平成31年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、大竹市議会におかれましても別紙に準備いたしました「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を採択していただき、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣宛てに送付いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○網谷委員長 それでは、次に審査に当たりまして、執行部において本請願に関しましての現状等やお考えについて、教えていただければと思います。

企画財政課長。

○三原企画財政課長 本請願は、地方財政の充実、強化に関するものでございます。

本市におきましても、本市税財源の充実、確保につきまして、全国市長会を通じて、国に税財源等の充実について提言をしております。この取り組みは引き続き行っていきたいと考えております。

また、意見書にあります緊急防災減災事業は、7月の西日本豪雨災害により、さらに必要性が高まるものと考えております。緊急防災減災企業債の拡充や恒久化を引き続き求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○網谷委員長 それでは委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対しまして、確認したいことがあればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にはないようですので、これにて執行部への確認などは終わりたいと思います。

それでは、討論に入りたいと思います。討論はございませんか。

山崎委員。

(発言する者あり)

○山崎委員 現在、地方自治体は相次ぐ台風被害や豪雨の災害、あるいは先日起きました札

幌での地震など、さまざまな災害による復旧や環境対策に追われております。先ほども多額の災害復旧費や防災対策表を審議したところであります。

また、公営化による社会保障費の増大や人口が減る地方の交通網をどのように整備するのかなど、今後も財政的な負担、増加が見込まれておるといふ大きな問題を抱えています。

一方、公共施設の老朽化やインフラの老朽化など、再整備の課題も大きな問題として、議論をされている最中であります。

そういった中で、今後地方自治体が担うべき役割が大きく、それらにかかわる財政の需要はますます拡大していくものと思われまふ。

そのような現状において、効率的で効果的な行財政運営を構築するためにも、地方交付税の確保や一般財源の安定的な確保は安心安全なまちづくりの必須条件であります。

そのような観点から、採択すべきとの意見を表明します。

○網谷委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 これ、聞いてみるんじやけど、請願される側の団体名と趣旨についてはわかるんですが、これ意見書（案）よね。これはまだ今から審議するんですか。

○網谷委員長 一応、これ委員会で審査させていただきます。

○山本委員 今から審査するわけ。

○網谷委員長 もちろんそうです。

○山本委員 それなら、まあ審議過程でまた意見述べさせてもらいます。

○網谷委員長 これに関しては、継続とかそういうのはございませんので。意見に関して、どういたしますか。

○山本委員 意見書案が出とんどすね、内容を今から審議するんでしょ。

○網谷委員長 審議というよりか、これに対しての。

○山本委員 賛否を問ひよるん。意見書案に対して賛否を問ひよるん。

○網谷委員長 そうです、はい。そういうことです。

○山本委員 それじゃあ賛否について、意見を述べさせてらう。

○網谷委員長 だから、意見を述べていただくという、今のところでございます。よろしいです。

山本委員。

○山本委員 これは、政府に対する内容としてはね、それなりの我々の思いとか、行政側の思いとかも反映されとる部分もあるんですが、最後のところで、6ですな、1、2、3、4、5、6と要望事項が丁寧に書かれておりますよね。私がもらっておる意見書（案）の中に、同じものでしょ、委員長のと。これのことですよ。

陳情の趣旨を読んで、こういう内容で関係機関に要望しようということの文案ですよ。これを今、問われとるんよね。

○網谷委員長 要するにですな、この請願書に対しての先ほど山本委員言われたように、賛

成か反対かというのは、同じ意味合いではございますがね、採択するのか、不採択にするかということを今問いよるわけでございますのでね。

○山本委員 そうじゃけな、賛否を問いよるわけでしょ。

○網谷委員長 ですよ、ええ。

ですが、今余りここで質疑というか、質問とかいうのは余り。

○山本委員 いやいや、質問じゃないんです。意見を述べようとして、ここに意見書（案）の中に、1、2、3、4、5、6と番号が打って、項目ごとに請願者のほうで明記をされておりますねと。その地方交付税の財源保障機能という言い方から、対象の国税4税、所得税、法人税、酒税、消費税に対する法定率の引き上げを行えということだから、今消費税が8%が10%でもせいということでしょう。そうなるよね。

ところが、今国民の皆さんの多くは消費税の税率8%を10%にはしてくれるなど、ますます不景気になって、経済の格差が広がると。一番消費税というのは、所得の少ない階層に。

○網谷委員長 山本委員、発言の途中で失礼なんですけど、この請願文書の表に対しまして、意見書（案）に対する御異議と申しますか、そういうのがございましたら、各会派に持ち帰りまして、一応調整いただきまして、9月12日あさってまでに委員会の事務局のほうに提出をしていただきまして、正副委員長でもう一回協議しますので、きょうはとりあえず。

○山本委員 そういうことをあなたのほうから各会派にこの案が出ておるんで、委員会としては各会派に持ち帰って検討した上で、再度委員会で意見を調整して、採択なら採択、否決なら否決という運びにしたいというて最初から言うてもらえりゃ、私、今要らんこと言う必要ないんや。

○網谷委員長 ですから、一応ここでは。

○山本委員 いや、そういうことなら、今ここで賛成じゃ、反対じゃということは言わんでもいいわけ。

○網谷委員長 一応、ここでしなければならぬので、それは。採択、不採択を決めてもらわないとね。

○山本委員 そういう運びじゃないでしょ。会派へ持ち帰って検討せいと言うんじゃけ。

○網谷委員長 副市長。

○太田副市長 山本委員、済みません。

ここの法定率のことでございますが、法定率は、国と地方の配分の法定率の地方配分をふやして、地方交付税を保障して、地方のためにお金を配分してくださいよという意味でございますので、この税率の本体の所得税率とか法人税率を上げるという意味じゃございませんので、国と地方の配分のことでございます。

○山本委員 それなら、あえて私が発言中にそういう優しいというか、親切な説明されたんなら、それなら所得税の配分率は地方自治体では、市長会とか知事会ではどこまでどうせいというようなことは議論になっとるん。それから、法人税ですね。最高税率は何ぼじゃいうて決まっとうですよ。これも引き上げるということを要望しとるんなら、どこまで引き上げるのかと。

大竹市は、今まで歴史的に見たらね、法定税率、最高税率よりかは低い税率を大手企業には適用して、サービスをしておったんよ。それを委員会等の議論の過程で国が決めとる最高税率まで課税しなさいやということをおも強く要望して、現状になったという経緯もあるんですよ。酒税にしてもそう。

そういうことを言うてもらわないと、ここに書いてあるようなことは、対象国税4税を法定率に引き上げというたら、私の理解ではそれをね税率そのものを国民負担として、さらなる課税を強化するんかということになって、特にあなた、所得税やら消費税について、そうあってほしくないからね。そこを私は今言いよるんですが、とりあえずこの取り扱いは各会派へ持ち帰るということですから、時間的な過程でまた勉強してみますがね。

○網谷委員長 事務局長。

○中曾議会議務局長 済みません。

意見書の取り扱いについては、議員さんが出されるようになりますので、ここでは意見書を出すかどうかというのを諮ってもらうんですけども、意見書（案）についてを会派ごとに何か意見があれば12日までに出示してくださいと。前8月30日の議会運営委員会でお話しております。

よろしくお祈いします。

○網谷委員長 暫時休憩させていただきます。

再開は1時、お祈いします。

11時57分 休憩

12時59分 再開

○網谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きたいと思ひます。

先ほどいろいろな委員長の私の進行ミスと申しますか、大変皆様方には御迷惑をおかけいたしました。これからはしっかりとやっていきたいと思ひます。

それでは、最初に先ほどの議案に対し、執行部のほうから訂正したいということがございますので、よろしくお祈いいたします。

危機管理監。

○吉村総務課危機管理監 大変申しわけございません。冒頭に御説明しました災害状況の説明の資料に1点修正がございますので、御説明をさせていただきます。

資料、写真等を掲載しました資料の7の中になります。山間部、道路状況調査という資料7でございます。これの一番下の状況の説明のところの②広原・・・宅付近というふうに入力されております。ここで道路管理は廿日市市と書いてあるんですが、正確には道路管理は広島県となっておりますので、修正をお願いいたします。申しわけございません。よろしくお祈いいたします。

以上です。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほど午前中の会議の続行をさせていただきます。

山本委員の発言途中でございましたので、山本委員、発言許しますのでお祈いします。山本委員。

○山本委員 わざわざ発言の許可をしていただきまして、ありがとうございます。

先ほど私の委員会における発言、また委員長に対する確認のための質問等については、私自身、理解の至らんところもありまして、あたかも請願される側からの所得税にしても、消費税にしても、賦課の税率を引き上げるという意味ではなくて、現行の国と地方の配分率をどうするかという視点でのむしろ地方に配分率を引き上げて、地方財政を強化してほしいという趣旨だということがわかりましたので、あえてこの案に対する内容に異議を挟む気持ちはないということを申し上げておきたいと思います。

○網谷委員長 ありがとうございます。

一応、今の山本委員の発言は、これは執行部の説明に対しての質問といたしますか、質疑の中に入ろうかと思っておりますので、どうかそのところを御理解のほど、よろしく願いいたします。

ということで、ほかの委員さん、何かまだ聞いてみたいことがあったら。

ないようですので、それでは、討論に入りたいと思います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 それでは、以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は採決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしということで、本件は採決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

本件は今回が初めての審査になりますので、事務局職員に請願の要旨を説明させます。

○上河内議会事務局議事係主任主事 それでは請願陳情書の9ページをごらんください。

請願文書表

1. 受付番号 第98号

1. 受付年月日 平成30年8月23日

1. 請願者 大竹市御幸町20番1号

連合広島大竹・廿日市地域協議会議長 小玉健次郎

廿日市市駅前2番9号

広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長 平野克博

1. 件名 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

1. 紹介議員 寺岡公章、田中実穂、大井渉

1. 請願の要旨

平成23年度より小学校2年生以上を対象とした35人以下学級の拡充については、引き続き平成30年度も国で予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級

規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の中で日本は最下位となっています。(平成29年9月時点統計)

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

つきましては、別紙の意見書(案)を採択していただき、国の関係機関(内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣)へ意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○**網谷委員長** それでは、次に審査に当たりまして、執行部において本請願に関しまして、現状等やお考えについて教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

総務学事課長。

○**真鍋総務学事課長** それでは、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元について、教育委員会としての考えを述べさせていただきます。

まず、少人数学級の推進につきましては、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じて、そして個を生かした指導、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となります。

このことによって、児童生徒の学力向上、あるいはいじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題等の未然防止などの効果的な取り組みが期待できます。

ただ、先生の数をふやすということで、例えば、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等、力量のある人材の確保ということが今後課題になると思うのですが、少人数学級の推進につきましてはお願いをしたいというふうに考えております。

次に、義務教育費、国庫負担割合についてです。

義務教育費、国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどういった制度ができるのかわかりませんが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が

ふえて、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全であるとか学力向上、生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであれば、ぜひお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対しまして、確認したいこと等がありましたらお願いします。

山本委員。

○山本委員 今、教育行政について大竹市も随分苦労されて、大竹市は他市に先んじて正規の教員の過労を防ぐ、また児童の教育内容の向上を図るということで、各学校とも支援員制度を創設をされて、これはほとんど市費の負担になっておるように思うんですが、また、今は英語とか道徳とかいうふうな教科が正規の教科として学校ではそれぞれ実施されるというふうなことね、時間的にも教員の過労といいますか、オーバーワークにつながるような実態が今いろいろ問題になっておるわけよね。

働き方改革の中でも、これからの教員の実際の労働時間といいますか、教育に携わる時間は制限するというふうな動きも具体化としてあるわけですが、今の大竹の場合、支援員制度、どのような配置状況ですか。

また、人口それ自体が大竹市も減少を続けているんですが、それに比例して、各中学校、小学校も児童数が減少しているという状況の中で、ここで言う26人、あるいは30人以下の学級編制ということからいって、実態はどういう状況ですか。

2つの今の点、実態を説明してもらいたい。

○網谷委員長 教育指導係長。

○中川総務学事課長補佐兼教育指導係長 総務学事課の中川です。

それでは、支援員の制度について申し上げます。

支援員というのが、大竹市の場合、2種類ございます。学級支援員という支援員と特別支援教育支援員という制度でございます。

特別支援教育支援員は、特別支援学級に在籍しているお子さんの生活等についての介助を行うという意味での支援員でございます。

もう一つの学級支援員というものがございます。これが、再編交付金を使わせていただいております。平成25年の4月より学級支援員というものを設置しております。

こちらのほうなんですけど、通常の学級におられて、ちょっと落ちつきがないとかそういったお子さんを広い目で全体的に支援をしていくというものでございます。

現在の配置状況なんですけれども、小学校で支援員8名、中学校で支援員4名を置いております。

非常に支援員を配置することによりまして、特に学級支援員を配置することによりまして、支援した児童生徒に落ちつきが見られるようになるとか、当該児童生徒が在籍する学級も落ちついて学習に取り組める状況になっている等々で、児童生徒の学習の改善に非常に効果があるというふうにこちらのほうは考えております。

続きまして、児童数の関係で申し上げます。

今、小学校の数しかわからないんですけども、大体おおむね玖波小学校でしたら、各学年1クラス、小方小学校でしたら、各学年2クラス、3クラス、大竹小学校でしたら各学年4クラス、3クラスで運営をしております。

一番少ないところでいいましたら、玖波小学校1年生の14名等々でございます。一番多いところでいいたら、大竹小学校は大体1クラス6年生だったら40人ぐらいいるというふうな形でありまして、1クラス当たりの人数というのはそれぞればらつきがあるというふうな状況にはなっております。栗谷小学校については、1年生が2人、6年生が1人というふうな状況でございます。

大体、クラス数の減少なんですけれども、中学校3年の学年数しかちょっと今回持ち合わせていないんですけども、大体平成10年で319人、中学校3年生いたわけなんですけれども、それが平成20年になったら238人、現在ではもう142人というふうな形で大きくどんどん減っているという状況でございます。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、大竹市の場合、この請願者の要望されているような事項ですね、1学級26人から30人というふうなことを実現する理想的なといいますか、要望に沿えるような教職員の配置、あるいは支援員の補充等を考えたら、どういうふうな理想像を描かれとるんですか。

それで、先ほど支援員については、国の補助なり措置としてはあるような説明だったというふうに思うんですが、これは地方交付税に算入するという範囲のものですか。地方交付税に算入されるという場合は、支援員1人について幾らという数字は出てこんでしょう。だから、支援員を小学校では何名配置したとか、中学校では何名配置したとかいう市がかかわる負担について、負担額との比較でね、どうなんかということになれば、本来なら正規の教員をふやすか、支援員を配置すれば、自治体に負担をかけないように国のほうで1人当たり幾らの補助をすとかいう制度になることが望ましいわけでしょう。

そここのところをやっぱり市町村の段階でね、具体的に県なり国なりに要望を上げていくというのが本来的に教育委員会としてのあるべき姿勢だと思うんですが、今回、たまたまこの教職員組合のほうから請願が出て、実態を我々も知った上で、一步でも二歩でも改善の方法がとられることを望んでおるからね、今のようなことを聞くんですが、まず教育委員会としてのあるべき姿をどのように理想像を描いて、関係機関への要望なり、年度ごとに取り組んでおられるということも、これはやっぱり議会でこういう意見書を審査して、国へ上げるなら上げることとあわせてやっぱりその意思が上部機関に届くということが大事なことなんで、あえて聞いておるんですが、もう一回、その辺のことで教育長なり、答弁してください。

○網谷委員長 教育長。

○大石教育長 1学級当たりの人数というのは、少ないほうがきめ細かな指導ができる、個に応じた指導ができるというんで、当然いいわけですけども、御承知のように、1学級

当たりの人数というのは、国のほうで標準法というのがありまして、それで1学級当たり、今の日本では、小学校2年生以上は40名というふうに決まっています。そういう決まりがあるもんですから、今ここで請願文書表に出されてありますように、少しでも減らしていただきたいということをお願いをしているわけでございます。

また、そういうふうに国で決まっておりますので、県や市で何とかそれぞれの措置の中で努力をしていこうということで、今それぞれの県や市で独自の方法で努力をしているところでございます。

大竹市の場合は、御承知のように、平成25年から学級支援員制度というのをつくりまして、それで学級支援員を配置をしまして、授業がきちっと成立できるように対応しているところでございます。

今、山本委員さんのおっしゃられましたように、人数が少なければ少ないほうがいいわけですけれども、そういうのを思い描きながら、現実はどう対応していくかというのが今の課題でございます。よろしくをお願いします。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 だから、教育委員会としては、どうするんですか。県の教育委員会なり文科省にね、県の課長会議、教育長会議があって、そこで議論をされて、全員一致で文科省にこういう改善措置をとってくれというふうなことを毎年おやりになっておるわけだから、その内容がね、大竹の今の実態を踏まえて、どうしたらええというふうに理想像を描いておられるかということをお聞きしておるんです。それは抽象論でね、少人数学級がええんじゃないやというも、国のほうでは40人だという枠をはめておるから、なかなかそれを突破するのは難しいんじゃないや、いや、それまでかもわからんが、こうして毎年のように保護者を代表して、また現場で苦勞されている教職員の方たちが意見書をそれぞれの市町村議会を通して、文科省に上げてもらいたいということを出される、この事実は否定するわけにいかんのですから、だから、一步でも二歩でも改善措置がとられるように、教育委員会も議会も行政もやっぱり知恵と力を合わせて国に改善措置を求めるといことしかありませんよね。

だから、そこのところをまず教育委員会としての理想としてはこうなんですが、現実はこのように苦勞しとるといことを率直に聞かせてもらわないと、その文言だけじゃね、なかなか保護者の皆さんにしても、また教育を受ける現場の教職員の方にしても、ひいては児童生徒にとっても、やっぱりなかなかピンと来んんじゃないかと思うんやけどね。そこで聞いておるんで、せつかくの機会ですから、大石教育長、教育委員会でいろいろ議論されてきとるでしょうから、そこを聞かせてください。

○網谷委員長 教育長。

○大石教育長 少人数学級の推進につきましては、ほとんど毎年度と言っていいぐらいこの議会からも請願文書表を出していただいておりますし、また、教育委員会のほうでも都市教育長会で広島県を通して、また全国の都市教育長会でも国のほうへ要望を上げております。さらに市長会においても、そういう要望を毎年度上げているところでございます。

国のほうで今40人学級ということをやっていますんで、我々としては35人でも30人でもというようなことを望んでいるわけですけれども、その声が少しでも早く届けばというふ

うに思っています。

今、どのあたりを理想とするのかということがございましたけれども、それはもう30人以下の学級を望んでいるところでございますが、現実問題と合わせながら、そういったところへ要望等を通して、今、努力をしているところでございます。御理解いただければと思います。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 何で今の政権はそういうことに理解が及ぶのかね。私の記憶でもほとんど毎年のようにね、地方議会が文科省やら総理大臣宛てにこういう意見書を出すのに、頑として耳も傾けんと。それで、道德教育がどうのだからとかやかましいことを言うと。そこが理解できませんよね。

それで、国際的な水準から見ても、ここに書いてあるような、国際レベルから言えば、日本はOECD加盟国で最下位じゃ。よう恥ずかしくないや思うね。

それで教育費の負担軽減じゃというようなきれいごとを言うてよ。選挙のときにはあれこれおっしゃるけど、実態的にどこがどう改善したんかという現場の教職員の皆さんや教育を預かる教育委員会あたりがああよかったのうというふうなことがあってもええような気がするんですが、なかなかそうはいかないと。何が原因じゃと思うと、教育委員会では、総務学事課長も苦勞しておられるんですが、現場の皆さんも長時間労働や過労死につながるような、教職員でも4割は精神状態が不安定で大変な労働環境だということが問題になっておるでしょ。そういうことを知りながら、国が改めようとしないうという今の政治の根本的な問題だと思うんよね。

そういうことを的確に文科省に対して文句を言う、文句を言うという語弊があるが、改善を求めるといふ、直接的な機会がないんですか。市長あたりはそういう機会があるんじゃないん。文科省と意見交換の場とかね。全県的な規模でもらって、我々は全国的な会議にも参加されることもあるんでしょう。全くないの。県へ言うだけのことですか。

もう少し目に見える形で、改善措置がとられることを望んでいる、そのことの反映ですからね、意見書を毎回出すというのは、我々もそういう立場でこれを受けとめておるんでね、もう少し現実的にこうだという話が聞きたいんですが、そういう話はないですか、全く。

○網谷委員長 山本委員、申しわけないんですが、今、山本委員の質問は4回目になるんです。私のミスでございましたんで、大変失礼しましたが、今の質疑は委員長として私が聞いておきます。よろしく申し上げます。

ほかの委員さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 特にないということですので、これにて執行部への確認などは終わりたいと思います。

それでは、討論に入ります。討論はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員 これは採択するか、しないかということ発言する場やね。今はね。

先ほど来、教育委員会からの説明、あるいは議員からの質問等、どちらも前向きで非常に採択すべきだというような意見だったと思うんでありますが、本市におきましても、豊かな教育を保障するという事は、社会基盤形成の根本であります。

そのような観点から、将来を担う子供たちへの教育、これは極めて大切なものであるというふうに考えます。授業時間や指導内容の複雑化が進み、いじめ暴力行為や不登校、児童や生徒の指導内容や課題の深刻化、障害のある児童や生徒、日本語教育指導など、特別な支援を必要とする子供の増加など、問題が多岐にわたっております。

子供たち一人一人の能力や資質を伸ばし、それぞれの子供たちに応じたきめ細やかな学習指導を確立するためには、少人数学級の実現は避けられません。

計画的な定数改善が図られ、豊かな教育環境を整備するための予算措置を要望するための請願であります。

少人数学級の移行や健全な教育行政を目指す上で請願の趣旨は十分理解できると思いまして、採択すべきとの意見を申し上げて終わります。

○網谷委員長 ありがとうございます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 ほかに討論はございませんので、これにて採決をいたします。

本件は採決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしということで、本件は採択すべきものと決しました。ありがとうございます。

これよりは議会内の協議ですので、執行部の皆さんは御退席されても結構かと存じます。

〔執行部退席〕

○網谷委員長 それでは、日程第5、先進地事例調査研究についてを議題といたします。

本件につきましては、これまで機会を捉えて既に打ち合わせをさせていただいております。

それで、正副委員長のほうに一任をいただき、準備調整等を行ってきているところでございますが、手続としまして、改めて委員会として正式に閉会中の先進地事例調査研究のため、本年11月13、14日の予定で議長に対し、委員派遣承認要求をしたいと思いますが、これについて、委員の皆様方におかれまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 この件については、私は冒頭から欠席の意思を表明しておりますので、また欠席理由が文書で提出しろとおっしゃるなら、文書で提出しますが、欠席を表明しておるんで、その行き先がどうなるととか、内容がどうだとかいうふうなことについて、意見を言う気もないんで、この場合は退席させてもらいます。よろしく。

○網谷委員長 できれば、聞いていただきたいんですがね。退席されても定足数には達しておりますので、お許しします。

〔山本委員退席〕

○網谷委員長 それでは、御異議なしということでよろしく申し上げます。

続きまして、現在までの調整状況を報告させていただきます。

まず、去る8月7日の議員全員協議会終了後に委員で協議を行いまして、日程は11月13日火曜日から11月14日水曜日の1泊2日として調整しようということになりました。

また合わせて、その際、希望地、テーマの提案を8月20日までに出示してもらおうようお願いさせていただきましたところでございます。

続いて、8月23日の政策研究会におきまして、希望地、内容等の提案を発表いただきました。その際、寺岡委員から、庄原市で廃校利用、岡山県高梁市で防災関係、図書館運営、まんが図書館、福岡県北九州市門司区で廃校利用についての御提案をいただきました。

そして、相手先の都合や旅費の関係もあるため、調整を正副委員長に一任いただきまして、以降現在に至っておるところでございます。

本日は、その調整の経過等を御報告させていただきます。

まず、承認いただきました先進地事例調査研究希望地について、高梁市の防災関係、民間による図書館運営の2つのテーマについては、2日目の11月14日水曜日午前中ということで承諾をいただいております。

次に、調整中の候補地としまして、庄原市の廃校利用について、1日目の11月13日で現在、調整中でございます。しかし先方より、現地見学の施設候補を5カ所挙げていただいております。各委員には既にメール等においてお知らせをしておりますので、事務局に9月の12日あさってですね、水曜日までに回答をお願いしたいと思います。

以上が、現在の状況等でございます。今後も調整を正副委員長に御一任いただき、状況は随時メール等でお知らせさせていただこうと考えております。

そのようなことで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、きょう全部の日程を終了いたしました。閉会とさせていただきます。

皆さん御苦労さまでした。ありがとうございました。

13時40分閉会